

## 岐阜県死因究明等推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）第7条の規定に基づき、死因究明等推進計画を推進するため、岐阜県死因究明等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 推進協議会は、岐阜県における死因究明に係る施策を推進させるとともに、その方策等について協議する。

### (組織)

第3条 推進協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 岐阜県医師会長が推薦した者
- (2) 岐阜県歯科医師会長が推薦した者
- (3) 岐阜県薬剤師会長が推薦した者
- (4) 岐阜県病院協会会長が推薦した者
- (5) 岐阜大学大学長が推薦した者
- (6) 岐阜地方検察庁検事正が推薦した者
- (7) 岐阜県警察本部刑事部長が推薦した者
- (8) 岐阜県健康福祉部長が推薦した者
- (9) その他会長が必要と認めた者

### (会長及び副会長)

第4条 推進協議会には会長及び副会長を置き、会長には岐阜大学大学長が推薦した者をもって充てる。副会長は各構成員の互選によって決定する。

第5条 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

### (会議の招集)

第6条 事務局は推進協議会を招集する。

### (構成員以外の出席)

第7条 推進協議会が必要と認めた場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 推進協議会の事務は、岐阜県健康福祉部医療整備課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。